

「パートナーシップ構築宣言」

ファーマフーズは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。またその際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① 私たちは、「健康」をテーマに研究開発している企業として、特にサプライチェーン全体の共存共栄を目標として、健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）に今後共注力していきます。

私たちは、当社グループにかかわるすべての人々が「価値ある豊かさと価値ある健康を」手に入れることを目指しております。

社会に健康を提供するためには、従業員が心身ともに健康で、夢を持って笑顔で働けることが重要であると考え、「健康経営」に積極的・持続的に取り組むことを宣言しています。

ファーマフーズグループ全体で、免疫、老化、神経に作用する機能性素材を研究し、その研究成果を健康食品、化粧品及び医薬部外品として販売をすることで、人々の健康増進に貢献しています。

- ② 毎年8月16日の京都の伝統行事「五山の送り火」では、『大』『妙』『法』が鑑賞できる本社のテラスを解放し、お取引先様、地域のみなさまを招待し、情報交換・コミュニケーション活性の場としています

- ③ 本社近隣の企業様と合同美化活動を開催し、公道の草刈り、ゴミ拾いを積極的に行っています。

これからも、健康経営優良法人としての活動を広げていく所存です。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

① こだわりのランチタイム

これは、「企業が企業理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上など、組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へつながる」という考えに基づいています。本社の社員食堂では、新鮮で、美味しく、栄養価の高い、減塩などにも配慮した“手作りランチ”を毎日提供しています。素晴らしい景色の食堂で、皆で一緒にそのランチを食べることで、心理的安全性が高まり、チームスピリットが上がります。毎日のランチタイム、これが心身の健康の源となり、社会貢献にもつながると信じています。もちろん、ご来社いただいたお取引先様も一緒にそのランチタイムを楽しんでいただきます。

② MVVに基づく社会貢献

M：ファーマフーズグループの「Mission」 ～企業の社会的使命感～

衣食の研究を進化させ、人々のために貢献する

V：ファーマフーズグループの「Vision」 ～10年後のあるべき姿、理想像～

ヘルスケア事業のリーディングカンパニーになる

V：ファーマフーズ「Values」 ～達成のための価値観、行動指針～

お客様、取引先様、全ての仲間に対して誠実であり、挑戦意欲を持ち続ける

2023年10月6日

株式会社ファーマフーズ 代表取締役 金 武祚

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。